明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八二）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二五七）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～三百五十八　（略） 三百五十九　プロピオン酸ベンジル 三百六十　プロピコナゾール 三百六十一～四百五十五　（略）	別表第一（第十二条関係） 一～三百五十八　（略） 三百五十九　プロピオン酸ベンジル （新設） 三百六十～四百五十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。